

**社会福祉法人 魚津市社会福祉協議会
中期経営計画**

(平成29年度～平成33年度)

社会福祉法人 魚津市社会福祉協議会

～ はじめに ～

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条の規定に基づき、民間の社会福祉活動を推進することを目的に設置されており、広く住民が参加する公共性・公益性の高い民間非営利団体です。

地域のさまざまな福祉課題の解決に向け、地域住民や関係団体等と連携・協働しながら「誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくり」を推進することを使命としています。

今日、私たちを取り巻く社会では、人口減少や少子高齢化、核家族化の進行などに伴い、地域社会や家庭における関係の希薄化が問題となっています。また、孤立や権利侵害、経済的困窮、虐待、引きこもりなど、公的制度だけでは解決が困難な多様な問題が複雑・深刻化しています。

こうした状況の中にあって、社会全体に地域福祉への関心が高まっており、住み慣れた地域で自分らしく生活したいという願いを持つ人たちを支援するため、さまざまな団体やサービス事業者が地域福祉を推進するための具体的な取り組みを進めています。

こうした地域福祉の広がりは、社会福祉協議会にとっても歓迎すべきことでありますが、しかし、言い換えれば、これまでのように、社会福祉協議会のみが地域福祉を担う時代ではなくなってきたとも考えられます。

こうした状況だからこそ、私たち社会福祉協議会は、何のために存在しているのか、組織の経営理念や方針、今後の展望は持っているのか、職員一人ひとりが目指すべき職員像を持っているのか、職員の考えや思いを共有する場があるのかを、もう一度原点に立ち返り見つめ直す必要があります。

そして、どのような将来像を目指し、どのような事業にどう取り組むのかを具体的に内外に示し、共通の理解にしていくことが重要なのです。

こうした考えに基づき、当協議会では、平成27年10月に「魚津市社会福祉協議会中期経営計画策定委員会」を設置し、約1年半にわたる検討・協議を経て、この度「中期経営計画」を策定いたしました。

本計画を積極的に実践していくためには、当協議会の役職員等をはじめ、行政や関係諸団体、そして多くの住民の皆様のご理解とご支援が必須であります。なにとぞ引き続きご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、策定委員会委員の皆様や多くの方々からご意見等をいただきましたことに対し心よりお礼申し上げます。

平成29年3月

社会福祉法人 魚津市社会福祉協議会
会 長 本 元 義 明

目 次

第1章 計画策定の概要	
1. 計画策定の必要性	P 1
2. 地域福祉活動計画との関係	1
3. 計画の期間	1
4. 計画の策定体制	1
第2章 本会の使命、経営理念、経営方針、経営重点目標	
1. 使命	2
2. 経営理念	2
3. 経営方針	2
4. 経営重点目標	2
第3章 計画推進のための各部門体系及び具体的な取り組み	
1. 事業部門の設定	2
2. 経営重点目標に基づく各部門の考え方	3
3. 計画体系図	4
4. 実施計画(各部門の現状と課題、方向性、具体的な取り組み)	5～41
第4章 経営基盤の強化に関する取り組み	
1. 事業管理	
(1) 各部門における事業の全体管理	42
(2) 指定管理施設の一部廃止に伴う今後の対応	43
(3) 施設・設備の維持管理と危機管理	43
2. 組織管理	
(1) 理事会・評議員会の運営	43
(2) 法令順守の徹底	43
(3) 財務規律の強化	44
(4) リスクマネジメント体制	44
(5) 職員配置計画	44
(6) 職員の育成	45
(7) 職員の労務管理	45
3. 財務管理	
(1) 財務内容	45
(2) 安定した財源確保と健全な財務運営	46
(3) 中期財政計画	46
第5章 計画の進行管理と評価	46
【資料編】	
計画期間における職員配置計画	47
計画期間における財政計画(平成27年度決算及び平成28年度決算見込みを含む。)	48～51
主な事業等の実績(平成24年度～平成27年度)	52～53
財務状況(平成24年度～平成26年度の一般会計及び介護保険事業)	54～64
策定委員会設置要綱・委員名簿、作業経過	65～67

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の必要性

魚津市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、昭和37年11月に任意団体として発足し、昭和45年10月に社会福祉法人の認可を受け、以来50年以上に亘り魚津市における地域福祉の向上に取り組んできました。

その間、本会を取り巻く環境はめまぐるしく変化し、特に平成12年の社会福祉法の施行において、社会福祉協議会（以下「社協」という。）は同法第109条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定され、地域住民や社会福祉関係者の幅広い参加により構成される公共性の高い団体として位置づけられました。

また、特定の問題のみを扱うのではなく、地域社会の解決すべき課題を発見し、地域の実情に合わせて必要なことに取り組む柔軟な意思決定と自主的な行動力、さらには新たな福祉課題や生活課題に対応するサービス等を開発する創造性を持つ民間団体としての性格があります。

こうした中、社会全体での地域福祉への関心が高まり、各福祉分野において地域福祉を志向する施策が拡大すると同時に、介護保険事業や権利擁護、生活困窮者支援等の取り組みを通して、社協の果たす社会的責任と期待は大きくなっています。

しかし、地域福祉を推進する組織が増えるなかで、社協が本当に地域福祉の推進を図る組織としての役割を果たしているのかという声も聞かれます。

今後、さらに地域福祉の本格的な推進が期待される中、社協に必要とされるのは、現状を的確に把握し、これまで積み重ねてきた地域福祉の考え方・進め方をしっかり確認し、不十分な点や新たに取り組むべき課題を明らかにするような、自らの活動を問い直す作業です。

特に、介護保険事業においては制度の変更に大きく左右されることから、政策動向や地域のニーズに常にアンテナを張ると同時に、地域の中で事業所の存在意義、強み・弱みなどを把握して経営課題を明確にして取り組んでいくことが必要です。

そこで本会は、魚津市における地域福祉を推進する責任ある団体として、その使命と役割を果たすため、現状を適切に分析し、将来を見据えた計画的な事業管理や組織管理、財務管理のあり方を示し、自律した経営基盤を強化するため「中期経営計画」を策定するものです。

2. 地域福祉活動計画との関係

本計画は、本会の経営基盤強化を目的とするとともに、第4次魚津市地域福祉活動計画を事業・組織・財政面からバックアップするものです。

3. 計画の期間

本計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とし、本会を取り巻く社会情勢等を踏まえながら進行管理を行うとともに、必要な場合は計画を見直すものとします。

4. 計画の策定体制

本計画は理事、監事及び評議員14名で組織する策定委員会と、管理職等で組織する作業部会を設置し、策定委員会では経営理念、経営ビジョン及び経営方針等の決定を行いました。作業部会は各部署でSWOT分析による現状把握と経営課題の整理、実施計画を作成しました。

第2章 本会の使命、経営理念、経営方針、経営重点目標

1. 使命

本会は、地域住民や関係団体等と連携・協働しながら、誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを推進することを使命とします。

2. 経営理念

本会は、使命を達成するため、次の経営理念に基づき事業を展開します。

- (1) 住民参加・協働における福祉社会の実現
- (2) 地域における利用者本位の福祉サービスの実現
- (3) 地域に根ざした総合的な支援体制の実現
- (4) 地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みへのたゆみない挑戦

3. 経営方針

本会は、「社会福祉を目的とする事業を経営する者」と「社会福祉に関する活動を行う者」が参加する公共性の高い非営利・民間の福祉団体として、使命と経営理念を実現するため、次の経営方針に基づき法人経営を行います。

- (1) 地域に開かれた組織として、運営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たします。
- (2) 事業の展開にあたって、住民参加を徹底します。
- (3) 事業の効果測定やコスト把握などの事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自律した経営を行います。
- (4) 全ての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を順守します。

4. 経営重点目標

本会は、次の経営重点目標に基づき、本会に求められる役割の実現とその目標達成に向けて組織機能を強化します。

- (1) 安定した法人経営と地域から信頼される組織づくり
- (2) 地域住民が安心して暮らせる支え合いの仕組みづくり
- (3) 地域住民が自立した生活を送ることができるための権利擁護体制の構築
- (4) 地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らせるサービスの実施
- (5) 地域福祉の拠点施設としての機能の拡充

第3章 計画推進のための各部門体系及び具体的な取り組み

1. 事業部門の設定

全国社会福祉協議会が策定した「市区町村社協経営指針」では、市区町村社会福祉協議会は、地域福祉の推進に必要な事業を行うために、「法人運営部門」、「地域福祉活動推進部門」、「福祉サービス利用支援部門」、「在宅福祉サービス部門」の事業体制を整備することを基本に、事業を展開していくことを求めています。本会も、これに基づいた部門に、「指定管理運営部門」を加えた5つの部門に整理し、経営重点目標の達成に向けて各部門の具体的な取り組みを進めていきます。

2. 経営重点目標に基づく各部門の考え方

【法人運営部門】 経営重点目標(1) 安定した法人経営と地域から信頼される組織づくり ○適切な法人運営や事業経営を行うための業務を担当し、財務・人事管理をはじめ組織全体の管理業務にあたる部門	
【実施している事業】 (1)理事会・評議員会の運営、財務管理、善意銀行事業 (2)職員採用、人事管理、人材育成、研修・能力開発、企画広報 (3)中期経営計画の策定などの将来ビジョンの検討 (4)社協の施設整備計画 など	担当部署 総務課
【地域福祉活動推進部門】 経営重点目標(2) 地域住民が安心して暮らせる支え合いの仕組みづくり ○住民参加や協働による福祉活動の支援、福祉のまちづくりや福祉コミュニティづくり等を展開し、地域福祉推進の中核的な役割を果たす部門	
【実施している事業】 (1)福祉課題の把握 (2)地域福祉計画への参画、地域福祉活動計画の策定 (3)地域総合福祉推進事業、地区社協活動の推進・支援 (4)見守りネットワーク、ふれあい・いきいきサロン等の推進・支援 (5)ひとり暮らし高齢者給食サービス事業 ファミリーサポートセンター事業、障害者移送支援事業 (6)ボランティア活動、福祉教育・啓発活動 (7)共同募金、歳末たすけあい運動への協力 など	担当部署 地域福祉課 (地域福祉推進係)
【福祉サービス利用支援部門】 経営重点目標(3) 地域住民が自立した生活を送ることができるための権利擁護体制の構築 ○高齢者や障がい者等を支援することを目的に、総合相談や資金の貸付、手続代行、情報提供等の業務を通じて、福祉サービスの利用援助や生活支援を行う部門	
【実施している事業】 (1)総合福祉相談事業 (2)日常生活自立支援事業 (3)生活福祉資金貸付事業 (4)法人後見支援事業 (5)共同生活援助事業 (6)障害者相談支援事業 など	担当部署 地域福祉課 (福祉総合相談支援センター) グループホーム大光寺 障害者生活支援センター
【在宅福祉サービス部門】 経営重点目標(4) 地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らせるサービスの実施 ○介護保険法や障害者総合支援法による介護サービス提供や居宅サービス計画の作成を行う部門	
【実施している事業】 (1)ホームヘルプサービス (2)デイサービス事業 (3)居宅介護支援事業	担当部署 ヘルパーステーション 東部デイ・身障デイ 居宅介護支援事業所
【指定管理運営部門】 経営重点目標(5) 地域福祉の拠点施設としての機能の拡充 ○指定管理者制度に基づき、市の社会福祉施設における住民(利用者)サービスの向上、施設の適正な維持管理等を行う部門	
【実施している事業】 (1)児童センターの管理経営 (2)福祉センターの管理経営 (3)つくし学園の管理経営 (4)障害者交流センターの管理経営	担当部署 児童センター 百楽荘・経田福祉センター つくし学園 障害者交流センター

中期経営計画体系図

使命	経営理念				経営方針				経営重点目標	部門	担当課・事業所	ビジョン	ビジョンを具体化するための重点目標
	地域住民や関係団体等と連携・協働しながら、誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりの推進	1 住民参加・協働における利用者本位の福祉サービスの実現 2 地域における総合的な支援体制の実現 3 地域に根ざした先駆的な取り組みへのたゆみない挑戦 4 地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みへのたゆみない挑戦	1 地域に開かれた組織として、運営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たします 2 事業の展開にあたって、住民参加を徹底します 3 事業の効果測定やコスト把握などの事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自律した経営を行います 4 全ての役員は、高潔な倫理を保持し、法令を順守します	1 安定した法人経営と地域から信頼される組織づくり	法人運営部門	総務課	・子どもから高齢者まで、誰もが気軽に利用しやすい施設を整備します。 ・民間組織としての即応性、柔軟性、専門性を発揮できる組織体制をつくります。	(1) 住民ニーズに対応した利用しやすい多機能の施設整備の検討 (2) 組織の機能強化と職員の専門性を活かす人材育成 (3) 安定した財源確保と健全な財政運営 (4) より見える、見やすい社協活動					
2 地域住民が安心して暮らせる支え合いの仕組みづくり				地域福祉活動推進部門	地域福祉課 地域福祉推進係	・地域の特性を活かし地域で支え合う福祉社会の推進を実現します。 ・一人ひとりが自分らしく活躍でき、安心して暮らせる地域づくりを実現します。	(1) 生活課題を的確に捉え地域住民と専門職で支え合うケアネット活動の充実 (2) 地域課題に的確、迅速に対応できる専門職の育成 (3) 住民や関係機関等と共に生活課題の解決に取り組む体制の強化						
3 地域住民が自立した生活を送ることができるための権利擁護体制の構築				福祉サービス利用支援部門	福祉総合相談支援センター 障害者生活支援センター	・利用者の思いに寄り添い、権利擁護の視点できめ細かい支援を行います。 ・一人ひとりが地域の一員として参加する地域づくりを目指します。	(1) 利用者の思いに寄り添ったきめ細やかな支援の提供 (2) 質の高いサービスの提供と職員の資質向上 (3) 管理経費の節減と安定した財源の確保						
					グループホーム大光寺	・入居者の生活支援の向上に取り組めます。 ・社会参加しながら、安心できる生活の支援体制を築きます。	(1) 入居者が生きがいを持って安心して暮らせる環境づくり (2) 関係機関との連携による職員の資質向上 (3) 堅実なグループホーム経営と利用者の確保						
4 地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らせるサービスの実施				在宅福祉サービス部門	ヘルパーステーション	・利用者ニーズに幅広く対応し、安心して地域で生活できるよう、質の高いサービスを提供します。	(1) 迅速かつ効率的・柔軟性のある質の高いサービスの提供 (2) サービスの多様化に対応できる人材育成 (3) 多様なサービス提供による利用者確保と安定した経営						
					東部デイサービスセンター	・認知症対応型通所介護施設として市内の中心拠点となり、専門性のある取り組みを実現します。	(1) 信頼される事業者としての地域交流や活動内容の更なる充実 (2) 経験年数に応じた研修体系の整備 (3) 特色ある質の高い事業所づくりと利用者の確保						
					身体障害者デイサービスセンター	・利用者が豊かな気持ちで生きていける社会を実現します。 ・障がいのある人たちが自身の能力を引き出せるサービスを提供します。	(1) 利用者の特色を活かしたサービスの提供 (2) サポーターの発掘と利用者を活かす人材育成 (3) 利用者確保と効率的な経営						
					居宅介護支援事業所	・要介護状態になっても、利用者の人権を尊重しその人らしい生活を支援します。 ・安定した経営と魅力ある職場環境をつくります。	(1) 利用者のニーズに沿った社協らしいケアマネジメントの実施 (2) 介護支援専門員の有資格者の確保と職員の育成 (3) 公平中立なサービスの提供と積極的なPRによる効率的で安定した経営						
5 地域福祉の拠点施設としての機能の拡充				指定管理運営部門	魚津市児童センター	・地域に根ざした活動をより充実させ、中高生や地域の方々とともに創る児童センターを実現します。 ・小学校統合により広範囲となる利用者にとって、利用してもらいやすい児童センターを実現します。	(1) 他機関と連携し、地域の特色を活かした活動の充実 (2) 職員の専門性を高める人材育成 (3) 利用者をリピーター化する児童センターづくり						
					魚津市福祉センター	・福祉センター機能を持つ高齢者の交流・憩いの場を確保します。 ・介護予防事業の活用による健康寿命の延伸に取り組みます。	(1) 福祉センター機能を持った高齢者の交流・憩いの場の確保 (2) 広報媒体を活用した介護予防事業の周知と健康寿命の延伸 (3) 職員の後進育成と介護予防教室講師の人材発掘						
	魚津市立つくし学園	・子ども達の健やかな育ちをサポートする拠点施設として、地域に信頼される児童発達支援センターを目指します。	(1) 一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援体制の充実と地域の発達支援体制の整備 (2) 広い視野を持ち、さまざまなニーズに積極的に創意・工夫ができる職員の育成 (3) 関係機関との連携によるサービス提供体制の整備										
魚津市障害者交流センター	・障害者拠点施設として、障がいのある方の地域生活を支えます。 ・地域に根付いた施設運営を行います。	(1) 利用者の集いの場、遊びの場となる居場所づくり (2) 利用者支援に対応できる人材の育成 (3) 地域との交流、情報の発信による利用者の確保											

各部門のビジョン・重点目標を実現していくための実施計画